

公益社団法人全国調理師養成施設協会 常勤理事の報酬、退職慰労金に関する規程

〔施行 平成25年4月1日〕
〔一部改正 平成27年6月15日〕

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人全国調理師養成施設協会(以下「協会」という。)の常勤の理事(以下「常勤理事」という。)の報酬及び退職慰労金に関する基本事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において常勤理事とは、協会事務局に在勤することを常態とする協会定款(以下「定款」という。)第24条に規定する理事で、常態とは協会の就業日の全日若しくは隔日程度の割合で勤務するものをいう。

(報酬)

第3条 報酬は、定款第31条の規定により常勤理事以外には支給しない。

2 協会職員が前条の理事に就任したときは、当該職員の給与は協会給与規程によらず、この規程に基づく報酬を支給する。

3 常勤理事の報酬は、月俸とする。

4 常勤理事には、賞与を支給しない。

5 報酬月俸の額は、総会において定められた報酬総額の範囲内で、別表の「常勤理事報酬基準月俸」を基準に、役員就任時又は再任されるときに当該理事の能力、職務実績及び勤務年数、あるいはほかの法人及び民間企業等の水準等を勘案し、理事会の議決を経て会長が決定する。

6 前項の報酬総額は、常勤理事1人につき年間12,000千円を上限とする。

(通勤交通費の取扱い)

第4条 常勤理事の通勤交通費は、職員の通勤手当支給基準に準じて実費支給とする。

(報酬の支給と控除)

第5条 報酬は、職員給与の支給日に支給する。

- 2 所得税、社会保険料等の控除及び本人から申し出のあった立替金・積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

(退職慰労金)

第6条 常勤理事が退任又は在任中に死亡したときは、退職慰労金を支給することができるものとする。

- 2 前項の規定により支給するときの退職慰労金の額は、次の計算式を持って算出した額とする。

(在任期間の平均年俸×0.1)×在任年数

- 3 退職慰労金は、当該理事に職務上の功績があったと認められる場合は、前項の算出額に理事会の議決を経て会長が決定した加算割合を乗じた額を、退職慰労金に加算することができる。ただし、加算割合は100分の50を上限とする。

(弔慰金)

第7条 協会職員が常勤理事に就任し、在任中に死亡した場合、協会職員に係る退職金支給規程に準じて弔慰金を遺族に支給する。

(期間の計算)

第8条 この規程における期間の計算は、一定の月数又は年数で示されているものについては、その月数又は年数中に休日を含むものとする。

(規程の変更)

第9条 この規程は、総会の承認を得なければ変更することができない。

(別表)

常勤理事報酬基準月俸

区分 等級	年 俸	月 俸
第1級	12,000,000	1,000,000
第2級	10,800,000	900,000
第3級	9,720,000	810,000
第4級	8,748,000	729,000
第5級	7,884,000	657,000
第6級	7,104,000	592,000

附 則

(施行期日)

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この改正規程は、平成27年6月15日から施行、適用する。